

官

時 意
時 意

電受第四の五號 庚申四月留

午後六時半迄
午後八時半迄

通商上ノ利益ニ関シ我ヨリナセシ要求ハ右左

一、開市場開港場ヲ増スコト

二、漁船ノ航路ヲ擴張スルコト

（以上ノ二件ハ山村ノ意見ニ依リテ修訂ヲ加ヘタルモノナリ）

三、清國ヘノ輸出品ハ原價百分二ノテイタイ税

（コムミニエウテリシヨシタウクス）ヲ納メタル上ハ他ノ

税金ヲ免除スルコト

四、清國品ヲ輸出スルニハテイタイ税及ヒ其他ノ税

金ヲ免除スルコト

五、清國內地用ニ供スヘキ清國品ヲ日本船泊ニテ

清國開港場向ニ運送スルニハ現行沿海貿易

易後ヲ納メタル上ハ右運送中輸出入税ハ

勿論免テ、税金ヲ免除スルコト

六、清國內地ニ於テ購買セシ品及ヒ清國ニ輸入

シ其内地ヘ運送スル品ヲ倉入スル為ニ何等

ノ税金ヲ納メス倉庫ヲ借入ルコト

七、清國ニテ各種ノ製造業ニ從事スルコト

及ビ輸入税ヲ拂フノミニテ各種ノ器械類

ヲ清國ヘ輸入スルコト

八、日本人ガ清國ニテノ製造品ハ税金ノ免除

及ビ倉入等ノコトニツキ（一）輸入品ト同様

ノ取扱ヲ受クルコト

九、ウムソンノ汽船ヲサラヘルコト